

4月 2021.4.19発行

おしらせ版

●編集・発行／玉村町役場企画課 ●〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201 ●TEL 0270-65-2511(代)／FAX 0270-65-2592
●ホームページアドレス <https://www.town.tamamura.lg.jp/> ●電子メールアドレス iken@town.tamamura.lg.jp

新型コロナウイルスワクチン接種情報

新型コロナウイルス対策係
☎75-1377

町は、新型コロナウイルスワクチン接種に向け、体制づくりや接種クーポン券の発送準備を進めています。今回号では、町に問い合わせの多い「ワクチン接種に係る質問」についてお知らせします。

Q1.

かかりつけの病院が町外の場合でも、かかりつけの病院で接種できるの？



A. 原則、住民票のある市町村（住所地）で接種していただきますが、玉村町に住所のある人は伊勢崎市でも接種可能です。また、治療中の基礎疾患がある人は、玉村町・伊勢崎市以外のかかりつけ医で接種することも可能です。治療中の病院にご相談ください。
※基礎疾患の範囲に、重い精神疾患および知的障害が追加となりました。

Q2.

わたしはいつ接種できるの？



A. 接種クーポン券がお手元に届きましたら、接種対象者です。町では、供給開始時はワクチン量が少ないことから4月中旬に85歳以上（昭和12年4月1日以前生まれ）の人に接種クーポン券を発送します。その後、高齢者（65歳以上）分についてはワクチンの供給量に合わせて、順次年齢を引き下げて接種クーポン券を発送します。
なお、64歳以下の人については、未定です。ワクチンの供給状況や国からの情報が入り次第、改めて広報などでお知らせしますので、しばらくお待ちください。

第2期 玉村町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策資金 (玉村町小口資金への信用保証料・利子補給金の交付制度)

経済産業課 商工労働係 ☎65-7144

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少し経営に支障をきたしている中小企業の皆さまの資金繰りや経営安定のために必要な玉村町小口資金の運転資金について、支払った利子4年間分と信用保証料の全額を助成します。

緊急経済対策資金資格要件

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、対象となる小口資金借入れ申し込み時点の最近3カ月のうち1カ月の売上が、前年又は前々年同月比で30%以上減少している人。
※第1期と要件が異なりますのでご注意ください。

【資金使途】 運転資金のみ ※借換は対象となりません。

【保証料補助】 全額補助

【利子補給】 4年間の利子を全額補給

対象期間 5月1日（土）～10月29日（金）までに
玉村町小口資金の融資が実行されたもの

融資対象者はこちら

玉村町小口資金融資対象者

原則として、玉村町内に1年以上継続して事業所等を有する中小企業者および小規模事業者（個人事業者は居住および事業所）で、町税および国税・県税を完納している人。
融資限度額 1,250万円
融資期間 運転資金 6年以内
(内据置6カ月以内)
利率 2.2% 申請先 町内金融機関

個人番号カード受け取り 日曜窓口

住民課住民係
☎64-7701

4月25日 / 5月30日 午前9時～午後1時まで

個人番号カードの受け取り日曜窓口は**予約制**です。利用する場合は、必ず平日の午後5時までにお電話にてご予約ください。ご予約がない場合のお取り扱いはできません。個人番号カードをまだ受け取っていない人はご予約の上、お早めにお受け取りください。

受け取りに必要な書類などについてはお問い合わせください。

※代理人での受け取りについては、必ず事前にお問い合わせください。

歴史資料館臨時休館のお知らせ

歴史資料館では、展示・収蔵資料の保護・保存のため、燻蒸(くんじょう)作業を行います。

臨時休館期間

5月11日(火)～16日(日)

※この期間は文化センター小ホール棟への立ち入りもできません。ご協力をお願いします。

玉村町文化センター 周辺土地区画整理事業 の換地計画書(案) の縦覧

都市建設課 ☎(64)7707

土地区画整理法第88条第2項に基づき、次のとおり換地計画書の縦覧を行います。なお、当該換地計画(都市計画決定に定められた事項を除く)について意見のある利害関係者は、施行者(玉村町)に意見書を提出することができます。
縦覧期間 5月10日(月)～23日(日)

※土曜日、日曜日も縦覧を行います。

時間 午前9時～午後5時
場所 ●平日 都市建設課
(役場2階②番窓口)

●土曜日、日曜日 住民課
(役場1階①番窓口)

意見書の記載事項、提出期間および提出先

●記載事項 意見書には、対象となる換地計画との利害関係、意見書の趣旨および理由を記載願います。

●提出期間 5月10日(月)～23日(日)

※郵送等の場合は、右記期限の日の消印有効です。

提出先 〒370-1192

佐波郡玉村町大字下新田201番地
玉村町役場 都市建設課
まちづくり係

「プロから学ぶ！家庭でできるヘアカット講座」

玉村町公民館 ☎(65)2354

日時 ①5月25日(火) 午後1時30分～2時間程度
②5月30日(日) 午前10時～2時間程度
ご希望の日時をお申し込みください。

参加費 無料

参加資格 町内在住・在勤の成人(カットモデルさんとお越しください。カットモデルさんは1人で座れる年齢以上の人)

定員 各回10人(応募者多数の場合は抽選)

場所 文化センター小ホール
講師 (有)クレオヘアワールド美容師

応募締切 5月13日(木)

申込方法 玉村町公民館へ電話または直接お申し込みください。

持ち物 クシ、ハサミ、スキバ

サミ、散髪ケープ、霧吹など

※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

日光例幣使道玉村宿の歴史を物語る「井田家住宅」(上新田)を町重要文化財に指定!!

● 歴史資料館 ☎30-6180 ●

町教育委員会は、2月18日に町文化財調査委員会の答申を受け、次の通り指定しました。

名称 **井田家住宅** しゅうく 主屋 1棟 江戸時代中期、酒蔵 1棟 明治・大正時代、土蔵 1棟 江戸時代後期、煙突 1棟 明治・大正時代
所在地・所有者 上新田・個人

井田家は慶安年間(1648～1651)以前に下之宮村(下之宮)から玉村八幡宮大門脇の上新田村に移住しました。代々名主と問屋を務め、酒造業は宝永2年(1705)より営みました。文化年間(1804～1818)には京都の商人と生絹、白絹、色絹などの絹の取引を行っており、玉村宿を代表する商人でした。

屋敷には主屋の他、酒蔵、土蔵、倉庫(3棟)、事務所、離れ、煙突が配られています。主屋は江戸時代中期に建造され、現存する町内最古の民家建物です。江戸時代在郷商人の実態を示すとともに、日光例幣使道を物語る建物です。近接する玉村八幡宮とともに地元住民に親しまれ、玉村町のランドマークとなっています。



指定書の交付



主屋



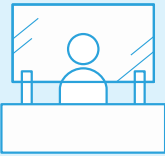
酒蔵



煙突

※個人所有につき、敷地内には立ち入らないようお願いいたします。

町内飲食店 新型コロナウイルス感染症対策支援補助金



経済産業課 商工労働係 ☎65-7144

町では、町内飲食店が実施する店舗における感染症拡大防止対策事業、または地域経済の活性化に資する事業に係る経費について、補助金を交付します。



補助対象者

- 令和3年3月31日以前に営業を開始し、継続して営業している町内の飲食店
- 市町村税等の滞納がない事業者（新型コロナウイルス感染症の影響により徴収が猶予されている場合は除く）

補助金額

- 補助対象となる経費の合計額（消費税を含む）の3分の2
- ※補助金の上限は20万円とし、1,000円未満の端数を切捨てた金額を補助します。
- ※補助対象となる経費の合計額が3万円未満の場合、補助金の対象となりません。また、補助金の交付は交付対象者1人または1事業者につき1回に限らせていただきます。

申請期間

10月29日（金）まで

申請方法

郵送または玉村町勤労者センター窓口にて申請を受け付けます。
【郵送先】 〒370-1192 玉村町大字下新田201
 玉村町経済産業課 商工労働係宛て

補助対象事業

(A) 感染拡大防止対策事業

- (1) 店舗内のパーテーション等隔壁の設置や個室化等を実施する事業
- (2) 店舗の換気及び空調の設備を強化する事業
- (3) 店舗の検温体制を強化する事業
- (4) 店舗の利用客や従業員のためのマスクや手指消毒液の購入等、飛沫防止対策や除菌設備を導入する事業
- (5) 密や接触を避けるためのキャッシュレス化を推進する事業
- (6) テラス営業等の設備を強化する事業
- (7) その他感染防止対策事業

(B) 地域経済の活性化に資する事業

- (1) テイクアウトや配送、移動販売やインターネット販売等、販路拡大を推進する事業
- (2) ホームページの作成やWEBイベントの開催、SNS等を活用した情報発信等を推進する事業
- (3) その他新型コロナウイルス感染症拡大の防止及び地域経済の活性化を推進する事業

補助対象経費

※補助対象事業を実施するために必要な経費で、4月1日（木）～12月24日（金）までの間に支払が完了となるもののうち、次に掲げる経費の合計額

- | | | |
|---------|--------------|------------------------------|
| (1) 報償費 | (5) 使用料及び賃借料 | (9) 備品購入費 |
| (2) 需用費 | (6) 保険料 | (汎用性のある自動車など目的外使用になり得るものは除く) |
| (3) 役務費 | (7) 原材料費 | |
| (4) 委託料 | (8) 工事費 | |

申請書類

※申請書類は玉村町ホームページからダウンロードするか、電話にてお問い合わせいただければ郵送します。

- 玉村町町内飲食店感染症対策支援補助金申請書
- 玉村町町内飲食店感染症対策支援補助金事業計画書
- 玉村町町内飲食店感染症対策支援補助金収支予算書
- 誓約書兼同意書
- 事業に係る見積書の写し
- 実際に営業していることがわかる書類 ※1
- 他市町村にお住まいで町内に店舗がある方は住所地の市町村税納税証明書

(A) の事業に係る経費のみで申請する場合

- 玉村町町内飲食店感染症対策支援補助金申請書
- 誓約書兼同意書
- 事業に係る支払いを証明する書類の写し ※2
- 事業の実施状況がわかる写真又は資料（工事施工前及び施工後の写真等）
- 実際に営業していることがわかる書類
- 他市町村にお住まいで町内に店舗がある方は住所地の市町村税納税証明書

※1 営業許可証、直近の確定申告書の第1表（店舗の屋号と住所が明記されているもの）、法人の場合は『法人事業概況説明書』等
 ※2 領収証や振込明細書等（振込明細書の場合は別途納品書や請求書の写しが必要になります。）

ご存じですか？障害基礎年金

住民課高齢者医療年金係

☎(64)77002

国民年金の加入中等に初診日がある病気やケガなどで障害の状態になったとき、障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日）において、障害等級の1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けられることができます。

ただし、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの国民年金被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間（納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上必要となります。（初診日が令和8年3月31日以前にあるときは、特例として初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています）

なお、20歳前に初診日のある病気やケガによって障害の状態になった人は、障害等級の1級または2級に該当すれば20歳から（障害認定日が20歳以後の場合は、障害認定日から）受給できます。ただし、この場合本人に一定額以上の所得や他年金の受給がある場合、支給が制限されます。

詳しくは、前橋年金事務所へお問い合わせください。
☎027(231)1706

■送迎バス運行表（5月）

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
						1日 開館
2日 休館日	3日 休館日 憲法記念日	4日 休館日 みどりの日	5日 休館日 こどもの日	6日 上陽地区	7日 玉A地区	8日 開館
9日 休館日	10日 玉B地区	11日 芝根地区	12日 上陽地区	13日 玉A地区	14日 玉B地区	15日 開館
16日 休館日	17日 芝根地区	18日 上陽地区	19日 玉A地区	20日 玉B地区	21日 芝根地区	22日 開館
23日 休館日	24日 上陽地区	25日 玉A地区	26日 玉B地区	27日 芝根地区	28日 上陽地区	29日 開館
30日 休館日	31日 玉A地区					

■区域別・時間別表

区域	午前9時	午前9時10分	午前9時20分
玉村A地区	角淵・上之手	5、6、7丁目	8、9丁目・上飯島
玉村B地区	南玉・与六分	宇貫・八幡原	上新田・板井・斎田・福島
芝根地区	箱石・下之宮・小泉	五料・飯倉・川井	下茂木・後箇・上茂木
上陽地区	上樋越・中樋越	藤川・飯塚	原森・上福島

■停留場所

※帰りのバスは午後3時に出発します

行政区	停留場所	行政区	停留場所	行政区	停留場所
角淵	墓地十字路・岩倉橋土手・家具屋	八幡原	公民館	下茂木	研修所西南十字路
上之手	不動産前・公民館	上新田	公民館・角田病院前	後箇	東屋
5丁目	商工会西駐車場	板井	西部公民館・諏訪神社南・東部公民館	上茂木	酒店前
6丁目	公民館東十字路	斎田	井野商店	上樋越	公民館
7丁目	メモリアルホール	福島	公民館	中樋越	ビニールハウス前（中樋越西）
8丁目	家具屋	箱石	消防7分団	中樋越	児童館・公民館
9丁目	金田石油南	下之宮	月田商店	藤川	万寿屋・公民館
上飯島	三和食堂	小泉	みつわ団地入口	飯塚	公民館
南玉	お墓・団地・幼稚園入口	五料	郵便局西・公民館	原森	公民館
与六分	町営・玉村高校	飯倉	公民館	上福島	公民館
宇貫	公民館南	川井	公民館・牛舎跡地		

5月のお知らせ

※新型コロナウイルス感染予防のため
当面の間、ふれあいステージは中止
させていただきます。

■新型コロナウイルスに関するお知らせ■

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、臨時休館とさせていただきます。

玉村町老人福祉センターからのご案内

老人福祉センター（玉村町社会福祉協議会）

☎(65)1294

☎(65)1309